

労働基準法 特殊健康診断及び一般健康診断 ワンポイント解説 2018年版

[労働時間に該当する場合としない場合]

労働時間に該当する	労働時間に該当しない
<ul style="list-style-type: none"> ・手待時間 ・休憩時間中の来客当番 ・指揮命令下に置かれている仮眠時間 ・使用者の命令に基づく作業服、保護具の装着及び更衣の時間 ・労働安全衛生法に規定する安全衛生教育や特殊健康診断 ・労働安全衛生法に規定する安全・衛生委員会の会議開催に要する時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・坑内労働者の作業終了後の入浴時間 ・出席の強要がなく自由意思により参加の所定労働時間外の技術教育に要する時間 ・労働安全衛生法に規定する一般健康診断、面接指導、ストレスチェック

